

○三重県子どもの権利条例（案）

平成二十三年三月二十三日三重県条例第五号

三重県子どもの権利条例をここに公布します。

三重県子どもの権利条例

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。~~あり、三重の未来を担う宝である。~~そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。~~それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。~~

近年、人口減少、少子高齢化、核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、デジタル化の進展、経済格差の拡大など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など、子どもの置かれている状況は深刻さを増している。また、地域の子育て力が低下する中、子どもを育てる保護者の負担感や孤立感は増大している。

今こそ、子どもを社会のまんなかに据えて、子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利が守られなければならない。そのためには、子ども自身が子どもの権利を知ることが何よりも大切である。権利を知り、自身が守られるべき存在、価値のある存在であることを認識することで、ありのままの自分を受け容れて大切に思うことができるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる。また、心身の発達の過程にある子どもの権利が守られるためには、子どもに関わる大人一人ひとりが子どもの権利について学び、子どもを権利の主体として認識したうえで、子どもの意見を聴き、子どもの視点に立ちながら、子どもの最善の利益を図るよう支援することが重要である。

全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもはありのままの自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力など、人生を豊かに過ごすうえで大切な力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。そのために、人と人との強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。

私たちは、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念にのっとり、全ての子どもの権利が尊重される守られ、将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活することができる社会の実現を目指して、すこととする。~~そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに~~社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、~~子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、子どもの権利の内容を明らかにした上で、~~県の子ども政策に係る基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体、及び県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、~~もってすることにより、~~全ての子どもの権利が尊重されるを守り、もって子どもが将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者及び十八歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者をいう。ただし、子どもに係る施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象となる範囲を定めるものとする。
- 二 子どもに係る施策 第二章「基本的施策」に定める施策をいう。

- 三 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- 四 学校関係者等 ~~教育、福祉その他の子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者~~学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設のほか、子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設をいう。
- 五 子ども・子育て支援団体 子どもや子育て家庭に対する支援を行う民間の団体をいう。

（子どもの権利）

第三条 子どもは一つの人格として権利を有し尊重されるべき者である。全ての子どもが豊かに育ち、心身ともに健やかに成長し、及び発達していくために、児童の権利に関する条約に定められている子どもの権利が守られなければならない。特に、次に掲げる権利は、あらゆる子どもの権利を実現するための一般的な原則であり、子どもにとって特に大切な権利として守られなければならない。

- 一 子どもが人種、性別、障がいの有無、家庭の経済状況など、いかなる理由による差別も受けられないこと。
- 二 子どもに関することが決められたり、行われたりするとき、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。
- 三 子どもの命や健康が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。
- 四 子どもが自分に関係のあることに参加し、自由に意見を表明することができ、その意見が聴かれ、子どもの最善の利益を実現する観点から、その意見が十分に考慮されること。

（基本理念）

第四条 ~~子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり~~全ての子どもの権利が守られ、将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活することができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 二 子どもの最善の利益を尊重すること。
- 三 子どもの力を信頼すること。
- 四 子どもの意見を聴いて尊重すること。
- 五 子どもと子育て家庭をともに社会全体で支援すること。

（県の責務）

第五条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、~~子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する~~全ての子どもの権利が守られ、将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活することができる社会の実現に資する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施し、及び評価するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を図るため、施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を幅広く聴いて反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条から第十条までに規定する役割に配慮するものとする。
- 3 県は、子どもに係る施策の実施に当たっては、市町と連携し、市町が行う施策に協力するとともに、市町に対し、必要な協力を求めるものとする。
- 4 県は、第十一条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

（保護者の役割）

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、~~子どもを大切に育てる責務~~の養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県や市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもの権利を守り、子どもが安心して過ごし、力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第七条 学校等の関係者等(設置者、管理者、教員及び職員をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

2 学校等の関係者は、子どもが子どもの権利について学び、意見を表明することができるよう支援するとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの意見を十分に尊重するよう努めるものとする。

3 学校等の設置者及び管理者は、当該施設の教員及び職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修等の実施に努めるものとする。また、学校等の教員及び職員は、子どもの権利に関する研修の受講等に努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるためにその雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

(子ども・子育て支援団体の役割)

第九条 子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子どもや子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第十条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。県の子どもに係る施策について関心と理解を深めるとともに、県が実施する子どもに係る施策に協力するよう努めるものとする。

~~(市町の役割)~~

~~**第九条** 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。~~

(連携及び協働)

第十一条 保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

~~(施策の基本となる事項)~~

~~**第十二条** 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。~~

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

第十二条 県は、子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに保護者、学校等の関係者及び県民が学ぶ機会を提供することとする。

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

第十三条 二 県は、子どもが意見を形成するための支援を行うとともに、子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、社会への参加参画を促すとともに、子どもの意見を幅広く聴取した上で、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの意見を十分に尊重することとする。この場合において、県は、声を上げにくい状況にある子どもからの意見聴取に留意するものとする。

(子どもの育ちへの支援)

第十四条 三 県は、全ての子どもが生まれ育った環境等に関わらず、自己肯定感を持ちながら、自らの力を発揮して、自立した個人として自分らしく豊かに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 子どもが主体的に取り組む様々な活動を支援すること。
- 二 子どもが多様な学び、遊び、体験活動等の機会に接することができるよう支援すること。
- 三 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを支援すること。

2 県は、貧困の状況にある子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的養護が必要な子ども、発達支援及び医療的ケアが必要な子ども、不登校の子ども、外国につながる子ども、ヤングケアラーなど、特別な支援や配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障されるよう必要な支援を行うものとする。

(子育て家庭への支援)

第十五条 県は、保護者が子育てに伴う喜びを実感しながら、安心して子育てができ、その役割を果たすことができるよう、子育て家庭に寄り添った様々な支援を行うものとする。

(子どもの安全・安心の確保)

第十六条 県は、子どもを災害、犯罪、事故その他の危害（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。）から守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

2 県は、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、性犯罪や性暴力など子どもの権利を侵害する行為（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。）から子どもを守るとともに、子どもの権利が侵害された場合に子どもの意思に基づいて救済を図ることができるよう、体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び環境の整備)

第十七条 四 県は、~~子どもの育ちを見守り、及び子どもや子育て家庭を支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。~~ものとする。

(相談への対応)

第十八条 県は、子どもや子育て家庭からの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

第三章 施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)

第十九条 県は、子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 3 計画は、こども基本法第十条第一項に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。
- 4 知事は、計画を定め、又は計画の主要な目標、計画期間その他基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(子どもの視点に立った情報の提供)

第二十条 県は、子どもの意見表明や社会参画の促進を図るため、子どもに係る施策について、子どもが理解を深められるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

(広報及び啓発)

第二十一条 県は、~~子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、~~子どもに係る施策について関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査)

第二十二条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。

(年次報告)

第二十三条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う計画に基づく施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置)

第二十四条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。